不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処分の内容</td><td>利用の制限</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>いきいき健康部保健センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市保健センター条例第７条
（利用の制限）
第７条　市長は、利用者が次の各号の一に該当する場合は、保健センターの利用を制限することができる。
⑴　保健センターの設置の目的に反すると認められるとき。
⑵　公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
⑶　保健センターの施設及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
⑷　その他保健センターの管理上支障があると認められるとき。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>１　次に該当する場合は利用を制限する。
⑴　保健センターの設置の目的に反すると認められるとき。
⑵　公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
⑶　保健センターの施設及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
⑷　その他保健センターの管理上支障があると認められるとき。
２　上記⑴から⑷に該当する場合を例示すると次のとおり。
⑴　健康づくりに関する事業、保健センター関係機関との連携促進及び保健衛生活動の育成を推進する目的とした利用を阻害すると認められるとき。
⑵　指定暴力団等その他の構成員が集団的に又は常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれがある団体が使用するとき。
⑶　定員を超える利用のとき。
⑷　当該利用により建物や附帯設備等をき損又は滅失するおそれがあると認められるとき。
⑸　火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる使用をする場合であって、これに対する対策が十分ではなく、他の利用者や一般市民に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。
⑹　主として物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類似することを目的として使用するとき。
⑺　申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。
⑻　その他上記⑴～⑺に準ずると認められるとき。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>